

採血国

現在、日本国内で流通している血液製剤（血漿分画製剤）の原料となる血液（血漿）が採取されている国は、**日本、米国、ドイツ、オーストリア、スウェーデン**の5カ国ですので、血液製剤のラベル等には、このいずれかの国名が表示されます。ただし、1つの血液製剤に複数の国の血液が使われている場合は、使われている血液が採取された国名がすべて表示されます。



輸血用の血液製剤は、すべて日本国内で採取された血液が使われているため、採血国は「日本」と表示されます。

その他

採血国、採血方法は、血液製剤以外にも、遺伝子組換え型第Ⅷ因子製剤及び遺伝子組換え型インターフェロン-β-1b製剤にも表示されます。

各国の状況など、詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/qa/index.html>



(お問い合わせ先)

厚生労働省医薬食品局血液対策課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話 03-5253-1111 (代表)

血液製剤の表示が変わります

特生物 静注
100I.U./0.5ml
〇〇〇〇

製造: XXXX 社
東京都千代田区〇〇〇〇

使用期限(西暦) 製造番号
2005年7月30日 △△△△

献血
採血国: 日本

血液製剤のラベル等に、**血液が採取された国名とその採血方法(「献血」又は「非献血」)**が表示されます。
これは、血液製剤をお使いになる患者又はその家族の**選択の機会を確保**するためのものです。

厚生労働省